異動届出書（記　入　例）

－転勤の場合－

市民税
県民税　　給与支払報告
森林環境税　特　別　徴　収　に係る給与所得者異動届出書

受付印
6

整理番号	

1 現年度　2 新年度　3 両年度

生駒 市長

⑤令和 0 西暦 6 年 9 月 10 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地：〒630－0288 生駒市東新町8-38
名称：○×商事株式会社
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）：1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

担当者
課係：人事課 給与係
氏名：生駒花子
電話：0743-74-1111
内線：288

5年度 指定番号：7 0010009　宛名番号：1
6年度 指定番号：7 0010009　宛名番号：1

給与所得者			(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
フリガナ：イコマ　イチロウ 氏名：生駒　一郎	新姓：			例）11月10日納期の場合→10月分			※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	※必ず下欄も記載してください	
生年月日：1 明治 2 大正 ③昭和 4 平成 5 令和 0 西暦　32 年 7 月 21 日				6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで	⑤令和 0 西暦 6 年 9 月 30 日	番号を記入 2 ← 1.退職 2.転勤・転籍 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.会社解散 7.その他（下↓にその理由記載）	下記の番号のみ記入→ 1 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）	控除社会保険料額
個人番号：1 2 3 4 5 × × × 6 7 8 9			120,000	40,000	80,000				
住所 1月1日現在：生駒市本町3-11									
住所 異動後：同上									

退職所得等の支払額（支払予定額）	勤続年数
円	年

①特別徴収継続の場合　（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収をする場合に記入してください。）　※新しい勤務先への連絡が必須です※

新しい勤務先（特別徴収義務者）
所在地：〒630－0245 生駒市東新町9-28
名称：○×商事㈱ 生駒営業所

特別徴収指定番号：新規 ←新規の場合は選ぶ　7
法人番号：2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認のうえ記入してください

納入書の同封：① 必要　2 不要

担当者
氏名：生駒和子
電話：0743-75-0101

新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 10 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済です。

※書類提出前に、新しい勤務先へお伝えください。

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ←
1．異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため
2．異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため

徴収予定額（(ウ)と同額）を右覧に記入：　円

左記の一括徴収した税額は、　月分（翌月10日納期）で納入します。

③普通徴収の（一括徴収しない）場合　（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入

※異動年月日が1月1日～4月30日の場合や、海外へ転出される場合などは、原則一括徴収してください。

1．異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2．異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため
3．その他（　　）

注意事項

・この書類の提出期限は原則該当の従業員等の異動があった翌月10日までです。
・該当の従業員の死亡退職の場合は、『代表相続人届』
国外に出国される場合は『納税管理人届』の提出が必要です。
詳しくは市町村にお問い合わせください。